

◆年金待機者登録後の手続き

年金請求の手続き		年金決定時に届く書類・年金支給日等		年金受給後の手続き		
提出書類 及び 必要な手続き		送付時期	送付書類 等	事例	必要な手続き (提出書類)	申請(問合せ)先
老齢厚生年金(65歳到達時) 提出書類 【退職者】 支給開始年齢に到達する月の3か月前に、登録住所あてに年金請求書を本部から送付。誕生日が過ぎたら本部あてに提出。 【在職者】 支給開始年齢に到達する月の1か月前に、所属所あてに年金請求書を宮城支部から送付。誕生日が過ぎたら宮城支部あてに提出。	年金決定時	年金決定関係 ・ 年金証書 ・ 年金決定通知書, 年金決定計算書 ・ 年金のあんない(小冊子)	○ 氏名を変更したとき ○ 金融機関を変更したいとき ○ 失業等給付を受けるとき ○ 年金証書をなくしたとき ○ 2つ以上の年金を受けることになったとき ○ 死亡したとき	共済組合本部に連絡し手続き	公立学校共済組合本部 03-5259-1122	
	年金支給日 偶数月の15日 (2・4・6・8・10・12月)	65歳の誕生日の翌月分(1日生まれの方は当月分)から支給。 <例>昭和36年6月10日生 初回支給 → 請求書提出後、3か月から4か月後に支給。決定次第、本部より年金証書、支払通知書を送付。 2回目支給 → 初回支給後の偶数月に支給。支給月の前2か月分を支給。	○ 再就職したとき			・ 年金受給権者再就職届書 ※ 年金受給者が常勤の公務員として共済組合の組合員資格を取得した場合のみ
	申請(問合せ)先	毎年6月	・ 送金案内書, 年金フォーラム(年金情報誌)			
	【退職者】 公立学校共済組合本部 TEL 03-5259-1122	毎年10月	・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書			
	【在職者】 公立学校共済組合宮城支部 給付班 TEL 022-211-3677	毎年12月	・ 送金案内書, 源泉徴収票, 年金フォーラム(年金情報誌)	○ 住所を変更したとき	・ 住基ネットを利用して変更になるため届出不要です。 (市町村で住所変更手続きを行ってから、処理に4か月から5か月かかりますので、郵便物の転送手続きを行ってください。)	
		毎年誕生月の前月下旬	・ 加給年金額対象者に関する現況届(65歳以降加給年金額対象者がいる場合)			